

今こそ、日韓市民が一緒に、関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第 18 号(2009 年 7 月 21 日)

**- 解説 - 同時進行中の  
二次訴訟と三次訴訟**

**二次訴訟**

2007年11月16日、国(外務省)が開示した5340頁が対象で、不開示の理由を争点としていますが、個人・法人情報は除かれています。

日韓会談当時、外務省の中にあつた竹島問題に関する文献資料を「日韓国交正常化交渉史編纂委員会」が収集した資料のタイトルと、文書内容の概要を説明したものが全面不開示になっています。

国(外務省)側はその理由を、「公にすることにより韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」があると言っているのですが、原告側は「40年以上も前に、国が竹島問題に関してどのような資料を集めて検討していたかということが分かったからといって、韓国との信頼関係を損なうことはない」と主張しています。

2009年7月8日の二次訴訟第6回口頭弁論で国(外務省)側の提出した「準備書面(4)」「証拠説明書(2)」「乙第27号証」「乙第28号証」「乙第29号証」「乙第30号証」はホームページ<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/> をご覧下さい。

また、原告側の出した二次訴訟の訴状は、4～15頁の「訴状要旨」をご覧下さい。

目次	
解説 二次訴訟と三次訴訟	- 1
三次訴訟第3回口頭弁論後報告集会	2-3
二次訴訟の訴状要旨	4-15
KBS・第1ラジオ 生番組	16-17
KBS・時事企画サム「供託金2億円の秘密 を見て」(岩月浩二、古庄正、中田妙佳)	18-19
日韓会談文書公開の周辺(田中宏)	-20
日韓会談と私(小林久公)	-21
[コラム] チマ・チョゴリと戦争(李金珠)	-22
ホームページ担当者にインタビュー	-23
事務局だより	-24

**第7回口頭弁論(結審の予定)** 10月21日(水) 10:30 東京地裁522号法廷

**三次訴訟**

2008年4月18日に3482頁、5月2日に16263頁、5月9日に32951頁、合計52696頁が開示決定されましたが、それらすべての文書が対象となっています。

不開示の理由は8つありますが、とくに多い4つの理由に該当する文書数は以下のとおりです。

- 1. 韓国あるいは北朝鮮との間の交渉上、不利益になる = 259
- 2. 韓国との信頼関係が無くなる = 109
- 3. 竹島問題 = 48
- 4. 犯罪の予防に関連するもの = 11

2008年10月14日に提訴し、本年3月4日に行なわれた第2回口頭弁論では、国(外務省)側の主張はまだ終わっていません。原告側はそれらの主張が終わったところで反論する予定です。

5月26日に行われた第3回口頭弁論では、原告側が前回提出した情報公開法の構造をどのように考えるかということを経論的に主張に対しています。

9月1日の第4回口頭弁論では、国(外務省)側からの反論があるかもしれません。

**第4回口頭弁論** 9月1日〔火〕10:45 東京地裁522号法廷  
**報告集会** 11時～13時弁護士会館10階 1008号室

**東澤弁護士** 今日はお忙しいところを大勢お出で下さいまして有難うございます。

法廷でのやり取りは、みなさんには流れがよく分からないような内容だったと思いますので、ご説明させていただきます。

この三次訴訟は一番大きな訴訟で、不開示理由の書類だけでも何千頁もあり、全体では何万頁もあります。それについて前回はその話が出たのですが、全部やっていたら国（外務省）側の主張だけで2年から3年かかるというような状況で、それはあまりにもひどいではないか、ということで、とにかく出来るところからやっていきましょうということです。

幾つか不開示理由があり、例えば、公安に関する情報だとか、外交に関する情報だとかいろいろあるのですが、それを順々にやっていこうということになりました。

前回、国（外務省）側から、非常に簡単な理由付けで少しの分量の主張が出ましたので、今回、こちら側はそれに反論をしました。併せて、情報公開について国（外務省）側は、不開示理由に該当しないことを立証しなさいと言っているのだから、それについて話が違ふ、情報公開と言うのは権利なのだから、出せない時には、国側が具体的に中身について主張、立証する必要があるのだという書面を二つ出しました。それに併せていろんな書証を出しております。

もう一点だけ、「一部取り下げ」という話があったと思いますが、今回、一部取り下げをしたのです。これは「求める会」の役員会とも相談させていただき、弁護団の方でもそれでいいだろうということでそのようにしました。

これはどういう内容かということ、三箇所だけ、個人情報、個人の名前に関するものがあつたのです。もともと個人情報に関するものは、今回、訴訟に含めていなかったのですが、国（外務省）側が、個人情報だけではなくて、他の事由もくっつけてきたものについては、個人情報とは一体何かごまかしがあるかも知れないということで、一応訴訟の対象にしたわけなのです。

ところが国（外務省）側から、それは個人情報の内容だということでの詳しい主張が出ましたので、じゃあ個人情報については開示できないということになっているし、あまり理由はないということで、出来るだけ争いを減らすということで、その部分についてわずか三箇所ですが、取り下げました。ただ、残りの何百箇所は、まだ残ったままで、これからやっていきます。

国（外務省）側の方から、第2弾で今日書面が出てきたのですけれども、その理由の一部について文書が出てきました。国（外務省）側も言っていたように、まだまだ不開示部分が八つほどあって、8、7、6、5、4、3、2、1という順で、番号が少なくなるほど文書の量がどんどん増えてきます。

今回4のところと3のところの一部についての主張をしてきました。今回、残りの3のところについて裁判所とやりとりがありまして、二ヶ月かかりますとか、核実験があつた(ちょうどこの頃、北朝鮮が核実験を決行したので、外務省が忙しかつたと言いたいらしい)とか何とか、言っていました。訴訟については、自分たちが隠したものについて争うものだから、それはきちんと責任をとってやってもらわないと困ると、これは当然のことなので、裁判所もちょうど夏休みにかかってしまうので、8月の末までに出してもらおうということです。

その分、弁護団の方の準備はお休みという形になったのですが、ただ、弁護団の方も、みんな仕事数が多いですから、早速6月の初めに集まって、今日出た文書について検討しようということになりました。

ということで、今暫く国（外務省）側の書類が出て、こちら側が反論するということが続いていきます。その反論した内容、国（外務省）側が何を主張しているのかということは、その文書を全部「求める会」の方に渡してありますので、適宜、ホームページの方にアップしていただければと思います。ホームページを見ていただければ、何が争いになっているのか分かっていただけるし、或いは、どこか適切ところで、中間報告ということで、大体どういうふうな争いになっているかを報告したいと思っています。

今回、国（外務省）側が出してきたのは、あれだけの文書ではなくて、書証をダンボール一杯送ってきまして、さすがにうちの事務所も置くところが無く、大変な事態になっています。これでもまだ一部だということです。場合によっては、僕は事務所から追い出されることになるかもしれません。(笑い)

**張弁護士** これからまた前回に引続き不開示に対する弁護団の反応を作らないといけません。先回も弁護団会議には田中宏先生に来ていただき、いろいろと貴重なご意見をいただいていた反論の書面ができましたので、今後も「求める会」のみなさんのいろんなお知恵を拝借することになると思います。みなさんも弁護団と一緒に、「こんな主張はおかしいのではないか」というようなものも集めて、また弁護団の方に上げていただければ、弁護団の方も励みになりますので、よろしく願いいたします

**司会** 質問はありませんか。

**山田(恵)** 簡単で結構ですが、今日出した準備書面の内容についてお願いします。

**東澤弁護士**

準備書面(1)というのは「総論」です。「総論」というのは、先ほども言った国(外務省)側が不開示理由に当たらないということ、こちらがちゃんと実証しようというふうに言っているのですが、それにはいろいろ法律論があって、それに対して全面的な反論を示した。情報公開法というのはどういうふうに来たのか、国会の審議と言うのも全部出しまして、これはあくまでも市民の権利であると、だからそれを説明する国(外務省)側がきちんと中身を言わなければならない、これが重要なのだということです。

例えば、今回出した内容に「竹島(独島)」を巡る文書があるわけです。それは全く全部黒塗りです。そうすると、こちらは全く反論のしようがない。中身は何かということを書いてくれないと反論できない。そういった時というのは、反論できないこちらが負けるのか、或いは中身について少しでも具体的に主張しない国(外務省)側が負けるのか、そういったところが法律的な争いになるわけですね。

準備書面(2)というのは相手方が出してきた不開示部分の8, 7, 6, 5というものです。

**張弁護士** 8, 7, 6, 5の四つの理由というのは、基本的には外交上の理由で、韓国との信頼関係だとか、北朝鮮問題の安全上の問題があるとか、いろんな細かいところの問題です。

**東澤弁護士** 準備書面には、今説明があったように書かれているのですが、これは目下おこなわれている外交上の理由ではないのです。もう、50年も前の文書なのです。50年前というのがどれだけの時間的経経過か、ということを考えてみたのですけれども、日韓会談をやった当時の1952年から65年までの時代、50年前というのは日口戦争の時代、日口戦争で日本が朝鮮に対しての併合政策をどう進めたか、とか、そういった話です。その時代の文書を出せないということですから、これは極めておかしいわけですね。

これについては、今、国会で公文書管理法案という新しい法律について国会で審議されていますけれども、この考え方というのは、一定時期が来たら、事務的に公文書は出さなければいけない、時間がきたら歴史的な検証に任せましょう、これが基本だと思います。その基本について、こちら側が反論している、ということですね。

**「日韓会談文書・全面公開を求める会」の活動を**

**韓国KBSテレビが特別番組として制作**

**～撮影は9月から 放送は11月頃の予定～**

この報告集会には韓国KBSテレビのドキュメンタリー報道探査部門のベテラン、金勇進(キム・ヨンジン)記者と金慶南(キム・ギョナム)さんが参加され、「日韓会談文書・全面公開を求める会」の活動を『特集番組』として制作したいので、協力していただきたいと挨拶されました。

番組の内容は「日韓両市民でつくる 日韓会談文書・全面公開を求める会」がどのようなきっかけで誕生し、どのようにして文書公開運動をすすめてきたのかを取材したいとのことです。

役員会と弁護団会議に諮り、協力することになりました。みなさまもよろしく願いいたします。

## 第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣高村正彦が、平成19年11月16日付けで原告らに対してした別紙一部不開示文書目録1記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す
  - 2 外務大臣高村正彦は、原告らに対し、前項の各行政文書の不開示部分を開示せよ
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との裁判を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 はじめに

本件訴訟は、後に詳しく述べるように、日本による過去の朝鮮半島の植民地支配及び第2次世界大戦終結までに日本がもたらした被害の清算と国交正常化を意図して、日韓両政府の間で1951年から1965年まで7次にわたって行われた会談（日韓会談）について、外務省の保有する議事録、添付資料、内部検討文書などの行政文書（以下「日韓会談文書」という。）の全面公開を求めるものである。この日韓会談文書は、日韓会談が、その結果として1965年6月22日に締結された日韓基本条約及び諸規定等の成立につながったため、日韓基本条約の成立の経緯に関する日韓米の歴史的眞実の追究や、いまだなお日本と韓国との間に残されている戦後補償問題や請求権の放棄の有無などの考察に関連してきわめて重要な文書となっている。

日韓会談の交渉相手であった韓国においては、日韓会談（韓国では韓日会談）に関する文書の公開の要望が強く、情報公開請求や裁判を経て、2005年に、韓国政府は、同政府の保有する文書の全面公開を行い、同文書を踏まえて、民間と共同で、強制動員の補償に関する被害者対策を樹立し、歴史の検証を市民とともに進めている状況にある。

一方、日本においては、これまで歴史研究者や市民が日韓会談文書の公開を熱望し、過去に繰り返し情報公開請求がなされてきたが（原告らの情報公開請求と合わせて過

去に13回の情報公開請求があった。) 、外務省は、日韓会談文書の大半を不開示とする対応を取り、30年を経過した外交文書を外務省が自主的に公開する外交記録公開制度においても、同文書を公開しないでいた。そこで、原告らを含む約500名にのぼる日韓両市民が、その全面公開を求めて、情報公開請求を行ったうえ、最終的に本件訴訟の提起にいたったものである。

## 2 本件情報公開請求(開示請求番号:2006-00588)の経過

(1) 原告らは、2006年(平成18年)4月25日、処分庁外務大臣(以下「外務大臣」という。)に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に基づき、別紙請求文書目録記載の日韓会談文書(以下「本件請求文書」という。)の開示を請求した(甲1)。

(2) 外務大臣は、2007年(平成19年)11月16日、本件請求文書のうち、「朝鮮問題(対朝鮮政策)」と題する文書をはじめとする別紙一部不開示文書目録1(以下「本件目録1」という。)記載の各行政文書(以下「本件文書」という。)及び別紙一部不開示文書目録2(以下「本件目録2」という。)記載の各行政文書について、その一部あるいは全部を不開示とする処分(以下、本件目録1の一部不開示決定処分を「本件処分」という。)をした(甲2ないし6)。

なお、原告らの日韓会談文書の情報公開請求に対して、外務大臣は、3度の一部不開示決定等の処分を行っており(1度目:2006年8月17日、2度目:2007年4月27日、3度目:同年11月16日)、本件訴訟は、この3度目の処分に関するものである。本件目録1及び2の文書は、先行する2度の一部不開示決定処分の対象文書とあわせると、日韓会談文書全体のごく一部(約6800頁)にすぎない。その残部については、開示・不開示の決定すらなされておらず、この事態に対しては、東京地方裁判所において、決定を行わないことが違法であることを確認する判決がなされているところである(同裁判所民事第38部2007年12月26日判決、国側

控訴、東京高等裁判所第17民事部に係属。)

(3) 外務大臣が、本件目録1及び2の各行政文書の一部あるいは全部を不開示とした理由は、大別して2種類あり、一つは本件目録1の各行政文書(本件文書)のごとく外交上の不利益等を理由とする不開示であり、もう一つは、本件目録2の各行政文書のごとく個人情報や法人情報であることを理由とするものであった。

上記の不開示文書のうち、本件訴訟では、本件目録1の各行政文書(本件文書)について不開示決定処分取消とその不開示部分の開示義務付けを求めて提訴したものである。

(4) 本件文書の不開示決定処分の理由は、以下のようなものであった。

- ① 「公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、本件目録1の1ないし9、甲2・3)
- ② 「政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との信頼関係を損なうおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、6号、本件目録1の10、甲4)
- ③ 「政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、信頼関係を損なうおそれがあり、また、外交事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、6号、本件目録1の11、甲5)
- ④ 「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条4号、6号、本件目録1の12、甲5)
- ⑤ 「政府部内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、6号、本件目録1の12、甲5)

- ⑥ 「現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため、不開示としました。」(情報公開法5条3号、本件目録1の13、甲6)

### 3 本件処分の違法性

(1) 外務大臣は、本件文書を、上記2の(4)①ないし⑥に挙げたとおり、他国との交渉上の不利益を生ずるおそれ(情報公開法5条3号)、他国等との信頼関係を損なうおそれ(情報公開法5条3号)、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれ(情報公開法5条4号)、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法5条6号)等の理由で不開示としたものである。しかし、これらの理由は認められず、本件処分は違法である。

(2) そもそも、1951年に日韓会談が開始されてから(日韓基本条約の締結は1965年)すでに57年もの時が経過している現在においては、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書に記載された記述や内容は、きわめて貴重な歴史的記録であるといえる。このような過去の歴史的な事実について、その内容や存在が明らかになったとしても、日本の外交に不利益を生ずるおそれがあるとは認められず、事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれもなく、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれも認められない。

また、2005年に韓国政府が保管していた日韓会談に関する韓国側の文書(全体で156件、約3万6千ページにも及ぶ文書)については全面公開がなされており、その中には、後記(3)に述べるとおり、今回の一部不開示決定処分の対象となった文書そのものも存在している。このように、韓国政府が全面公開に踏み切ったことを見ても明らかなおおり、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書を公開しても、それが日本の外交にとって不利益を生ずるおそれがあると外務大臣が認めるこ

とにつき相当の理由があるとはいえず、事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれもない。

したがって、外務大臣が、情報公開法5条3号、4号及び6号を根拠として、上記①ないし⑥の理由で、本件文書を一部不開示としたのは違法であるから、本件処分は取消を免れない。

(3) なお、本件目録2記載の各行政文書の不開示決定処分は、個人情報や法人情報を理由とするものであるが、これらの不開示部分についても、同一文書が韓国側ですでに公開され、個人情報や法人情報の内容も含めて、何人にもアクセスが可能となっているものが多数存在する。外務省が韓国側公開文書を比較対照すれば、これらの部分は容易に判明し、その結果、適法な不開示事由に該当しないことが明らかであった。それにもかかわらず、外務省が漫然と個人情報や法人情報を理由に一律に不開示決定処分を行ったことは、外務省の処分の画一的処理を如実に示すものである。この点については、外務省において韓国側の公開文書を参考にし、再度、開示・不開示決定について精査した上で、公開すべき文書については公開すべきである旨付言しておく。

#### 4 本件不開示部分の開示の義務付け

(1) 行政事件訴訟法は、3条6項2号で、行政庁に対し一定の処分を求める旨の法令に基づく申請がされた場合において、当該行政庁がその処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分をすべき旨を命ずることを求めることができるとしている（いわゆる申請満足型義務付け訴訟）。そして、同法37条の3、1項2号及び5項は、「当該法令に基づく申請を・・・棄却する旨の処分・・・がされた場合において、当該処分・・・が取り消されるべきものである場合に（訴訟要件）、「請求に理由があると認められ」、行政庁が当該行政処分をすべきであることが根拠法令上「明らか」とであると認められる場合には（本案勝訴要件）、当該処分の義務付けが認められるとしている。

(2) 前記3で述べたとおり、本件文書は、不開示事由に該当せず、取り消されるべきものである（訴訟要件の充足）。

また、本件処分の根拠となっている情報公開法は、行政庁に対し、行政文書が不開示事由に該当しない場合には、原則として、当該文書の開示を義務付けている（情報公開法5条）。本件では、前記3のとおり、本件文書は不開示事由に該当しないので、外務大臣（処分庁）は、原則のとおり、本件文書を開示する義務を負っている。すなわち、本件請求に理由があり、外務大臣（処分庁）が当該行政処分をすべきことが情報公開法上明らかである（本案勝訴要件の充足）。

(3) したがって、外務大臣（処分庁）に、本件文書の不開示部分の開示の義務付けが認められる。

## 5 日韓会談及び日韓基本条約の締結の経緯

本項では、原告らが全面公開を求める本件文書に記載されている内容に関連して、日韓会談の経緯及び日韓基本条約の締結に至る経緯を概観する。

### (1) 初めに：日帝による朝鮮植民地統治の終焉

1945年8月15日の敗戦により、1910年から続いた日本による朝鮮植民地統治が終焉した。日韓会談とは、旧植民地韓国と旧宗主国日本との間で国交正常化を目的に1951年から1965年まで14年間、七次に亘って行われた会談である。その結果、1965年6月22日、その後の日韓関係を規定した「日韓基本条約」と四つの協定、すなわち、「請求権及び経済協力協定」「漁業協定」「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定」「文化財及び文化協力に関する協定」が調印されるとともに、各種の「取り決め関係文書」が作成された。以下、14年間七次に亘る日韓会談を概観する。

### (2) 会談開始前の日韓関係（1945－51年）：在朝日本人財産の没収

朝鮮統治の終焉により、1945年9月20日には南に米軍政庁が設置され、朝鮮

において日本人が所有していた財産について法令第33号「朝鮮内ニアル日本人財産権取得ニ関スル件」によって、日本人の公共財産のみならず私有財産は朝鮮軍政庁(米軍政庁)が取得し全部所有する(第2条)とし、かつ1948年9月には、「米韓財政及び財産に関する協定」の第5条により、韓国政府に委譲された。さらに、47年8月、南朝鮮過渡政府は対日賠償問題対策委員会を設立し、その後韓国側は「強占論」を根拠に対日賠償調査を進めていった。そして、1951年9月8日、日本は対日講和条約に調印した。同条約第2章第4条(b)には、「日本国は・・・合衆国軍事当局により、又はその指令に従ってなされた日本国及びその国民の財産処理の効力を承認する」とある。すなわち、日本政府は講和条約によって日本人財産没収の手続を認めたのである。これについて、日本政府は日韓会談において、1907年にハーグで調印された「陸戦の法規慣例に関する規則」第46条に「私有財産はこれを没収することができない」とあることを根拠に、在朝日本人財産の返還を主張した。

#### (3) 第一次会談(51-52年): 対韓請求権をめぐる

当時日米政府は在日朝鮮人問題に悩んでいたが、50年6月に朝鮮戦争が勃発すると、その悩みは一層深くなった。そこで、アメリカの圧力を背景に、51年10月20日日韓会談の予備会談が始まり、①国籍処遇委員会と②船舶委員会が設置された。

52年2月15日には第一次本会談が東京で始まり、新たに③財産請求権委員会と④漁業委員会さらに⑤基本関係委員会が設置された。韓国側は、財産請求権委員会で「財産および請求権協定要綱案」を提出した。これに対して日本側は、「財産請求権処理に関する協定基本要綱」を提出し対韓請求権を主張した。当時の日本は、朝鮮に置いてきた日本の財産を、韓国側の対日請求を相殺する材料にする計画であった。4月24日、こうして第一次日韓会談は日本の対韓請求権の主張をめぐる決裂した。

#### (4) 第二次会談(53年): 米・韓・日三国の思惑

アメリカは、「(日韓) 両国間の秩序正しい関係こそ、(朝鮮) 戦争遂行にとって緊急に必要」である等の思惑から、会談の再開を促した。こうして、第二次会談を開く

ことは決定されたが、日本は李ラインの撤廃を、韓国は対韓請求権の主張の撤回を一方的に期待していた。

53年4月15日、第二次日韓会談第一回本会議が東京で開かれ、22日には、①基本関係、②財産請求権、③「在日韓人」の国籍処遇、④漁業、⑤船舶の五つの委員会が設置された。しかし、日本の外務省は朝鮮戦争の休戦成立に備え、日韓会談を「再検討」し始め、韓国側も代表団の召還を発表した。7月23日、第二次会談はこうして終わった。

#### (5) 第三次会談（53年）：久保田発言の波紋

1953年9月8日、韓国は李ラインを侵犯した漁船の拿捕を強化し始めた。日本は韓国に対し、この問題について話し合うために第三次日韓会談を開くことを申し入れた。

53年10月6日、第三次会談が東京で始まり、委員会の構成は、①基本関係、②財産請求権、③「在日韓人」の国籍処遇、④漁業、⑤船舶とすることが決定された。日本側首席代表は、第二次会談に引き続いて外務省参与の久保田貫一郎であった。ところが、15日に開かれた財産請求権委員会第二回会議における五項目に亘る久保田発言が問題となった。具体的には、①「日本としても朝鮮の鉄道や港を造ったり、農地を造成したりし、大蔵省は、当時、多い年で2千万円も持ち出していた。」、②「(カイロ宣言に「朝鮮人民の奴隷状態」という言葉が使われているのは、) 戦争中の興奮した心理状態で書かれたもので、私は奴隷とは考えない。」、③「(日本人の在韓) 私有財産を没収することはやはり違反であると思う。」、④と⑤「(サンフランシスコ条約前の領土の処分や日本人の強制退去については、) 領土は条約で決まっているから問題はない。引き揚げは占領軍の政策であったのだ。」という発言であった。10月21日、韓国側は五項目に亘る久保田発言の撤回を要請した。しかし、日本政府は全面的に久保田発言を支持した。こうして、第三次会談は10月21日に決裂した。

#### (6) 中断期間（53－58年）：久保田発言の撤回と初めての合意

日韓の対立が激しくなっていることを憂慮したアメリカは、早くも53年10月中旬に、日本側に対しては久保田発言の撤回を説得し、韓国側に対しては李ラインの廃止と水産資源の保護措置を組み合わせた妥協案を呑むよう説得した。そして、57年1月10日、岸外相は金公使と会い、久保田発言の取り消し、対韓請求権の撤回などについて譲歩した。同月中旬、韓国側から会談再開が要望され、第四次日韓会談の予備会談が始まった。

57年12月31日、日韓政府は「共同発表」を行い、日本側は「久保田発言」を撤回し、かつ「日本は対韓請求権を放棄するが、韓国は対日請求に際してそのことを考慮し法外な要求はしない」というアメリカの見解を基礎として、在韓財産に対する請求権を撤回するとした。これは、日韓会談において初めての合意であった。

#### (7) 第四次会談（58－60年）：中断－北朝鮮帰還問題

58年4月15日、第四次日韓会談が東京で開かれ、5月1日、委員会の構成は、①基本関係委員会、②韓国請求権委員会（その下に、請求権小委員会・船舶小委員会・文化財小委員会）、③「在日韓人」の法的地位委員会、④漁業及び「平和ライン」委員会と決定された。一般請求権問題については、3億ドル以上と韓国が推算する対日財産請求権を、日本側は4000万ドル内外と推算・評価して対立した。

しかし、7月になると、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還問題が大きな対立点として浮上し、日韓会談は中断した。そして、60年4月19日、韓国に4・19革命が起こり、25日、日韓会談は韓国の政情が安定するまで、見合わされることになった。

#### (8) 第五次会談（60－61年）：変化の始まり

60年4月19日の四月革命によってできた韓国の新政権は、日本との経済協力を優先し、他方、60年7月19日成立した池田勇人内閣も、韓国との経済協力を優先した。

60年10月25日、予備会談が東京で始まり、①基本関係、②韓国請求権（その下に、一般請求権、船舶、文化財の小委員会）、③漁業及び「平和ライン」、④在日韓

国人の法的地位、以上四つの委員会を構成する事に決定した。基本関係委員会は開かれなかった。一般請求権小委員会では韓国側の八項目要求の第五項、すなわち有価証券、日本系通貨、未払い賃金などの個人請求権が問題とされた。そこでは、韓国側が、日本政府から請求権資金をまとめて受け取り、それを韓国人被害者に渡すという方法を主張し、その後の会談で日本側も同意した。ただし日本側は、個人請求権のうち郵便貯金、未払い賃金などの請求権で証拠があるものは認める姿勢を示したが、旧軍人・軍属に対する恩給、被徴用者の被害に対する補償金、寄託金などの植民地支配・戦争被害の補償は認めなかった。

61年5月6日、自民党代表団が訪韓して経済協力について話し合い、対日請求権に代わる無償援助計画を提議した。しかし、5月16日、韓国で朴正熙らによる軍事クーデターが起こり、第五次日韓会談の予備会談は本会談に移れないまま終了した。

#### (9) 第六次会談前半（61－62年）：金・大平メモの取り交わし

日韓会談に積極的であった朴正熙政権は、61年7月4日には日韓会談の再開を要請した。しかし、日韓には請求権をめぐって大きな問題があった。第一は、日本が韓国に支払う金額であり、第二は、その名目であった。

10月20日、第6次会談が東京で開会され、委員会の構成は前回同様と決められた。12月22日、日韓両国は事務折衝を締めくくり政治折衝に移ることを確認した。妥結を急ぐためであった。62年7月14日、大蔵省出身の大平正芳外相が誕生すると事態は急展開した。予備折衝において請求権問題についての双方の差を埋める努力が続けられ、8月30日、日本側は「無償援助三億ドル」で決着したいとの意向を示した。そして、11月12日に開かれた請求権問題に関する金鍾泌中央情報部部長と大平正芳外相との二度目の会談で、「1. 無償供与三億ドル。2. 有償援助二億ドル。3. 資金協力一億ドル以上。」との合意内容を有する金・大平メモが作成された。だが、メモに請求権という言葉はなかった。

#### (10) 第六次会談後半（63－64年）：反対運動の高揚

64年に入ると、韓国では日韓会談反対運動が激しくなった。先ず行動で抗議したのは漁業問題に敏感な漁民であった。続いて政界の日韓会談反対陣営が運動に立ち上がり、3月24日には、学生達が日韓会談反対デモを行った。その後、連日の如く屈辱外交反対のデモが行われ、4月6日、第六次日韓会談は中止に追い込まれた。韓国政府は6月3日夜10時、非常戒厳令を布き、大学には無期限休校を命令した（六・三事態）。戒厳令は7月29日まで続き、韓国国民の反対運動は圧殺された。

(11) 第七次会談（64－65年）：基本条約などの調印

ベトナム戦争の拡大と中国の影響力の増大に強い危機意識をもったアメリカ政府の意向の下、64年12月3日、第7次日韓会談が東京で開会された。

65年2月20日、日韓基本関係条約案が仮調印された。その第二条は、「1910年8月22日以前に締結された旧条約がもはや無効であることの確認」となっており、第三条は「韓国政府は、国連総会決議195（III）に示されているような朝鮮にある唯一の合法的な政府であることの確認」となっている。旧条約がいつから無効になったのか、韓国政府の管轄権が朝鮮全土に及ぶのか否か、いずれも曖昧な表現であり、各政府が都合のよいように解釈できるようにしたものであった。残る三協定の内、請求権問題の大筋は金・大平メモで解決していたが、3月27日の外相会談では、民間協力資金が三億ドルに増額され、仮調印当日、「請求権、経済協力」要綱案の五に「請求権の解決」として、「関係協定の成立時に存在する日韓両国および両国民の財産ならびに両国および両国民の間の請求権に関する問題は、サンフランシスコ平和条約第四条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されることになる」ことが入れられた。4月3日の三協定一括仮調印の後、請求権関係の協定の名称に関し日本側は「請求権」という文字の使用を拒否しようとしたが、最後は、「請求権及び経済協力協定」ということで妥協した。最後まで問題になった、個人の請求権を含む八項目の請求権の消滅が確認されたのは6月21日のことであった。こうして65年6月22日、日韓基本条約と四つの協定に調印が行われ、各種の「取り決め関係文書」が

作成された。

(12) まとめ：禍根を残す

以上のように、日韓会談は、冷戦構造の世界を背景にした米国の意向の下に、日韓の国益確保の為になされた会談であった。その会談の結果、日韓基本条約と四つの協定に調印が行われ、各種の「取り決め関係文書」が作成されたが、其処には、植民地支配に対する言及さえなく、ましてや謝罪の言葉は一切無かったのである。

## 6 韓国での日韓会談文書の全面公開

(1) 以上の日韓会談の記録について、韓国政府は、韓国の日帝植民地被害者や市民による全面公開要求や訴訟提起を経て、2005年1月と8月の2回に亘り、同政府外交通商部が保管する約3万6千頁に及ぶ日韓会談関連文書を全て公開した。あわせて、韓国政府は、文書公開に当たって日韓請求権協定の法的性格と韓日請求権協定により解決された部分と解決されていない部分について、法的見解を公表している。

(2) 韓国で全面公開されたこれらの文書は、朝鮮民主主義人民共和国を含めた世界中の如何なる人からもアクセスが可能なものとなっており、日本においては、国立国会図書館に所蔵されるなど、歴史検証の重要な資料となっている。このような状況の下で、ひとり日本政府のみが日韓会談文書の全面公開を拒否し続けることは、いかなる理由を用いても正当化されることではない。

## 7 まとめ

以上のとおり、本件文書の不開示決定処分が違法であることは明らかであるから、原告らは、行政事件訴訟法3条2項、6項及び同法37条の3、1項、5項に基づき、外務大臣（処分庁）に対し、本件処分の取消し及び本件不開示部分の開示の義務付けを求める。

以上



日本政府が海底資源開発のために、離島管理指針を作ることが知らされました。問題はここに独島(ドクト)が含まれる可能性が高いということですが、独島を揺るぎなく守るためには国際社会はもちろん、日本も認めるしかない歴史的な資料を探すのに力量を集中しなければならないという声が多いです。そのような点から少し前に公開された、日本政府の波及法令が注目をあびています。日本政府自ら独島を日本領土でないと明らかにした資料という点から、その価値が大きいと評価されています。

法令の最初発見者として現在、日本で韓日会談文書全面公開を求める会で活動している李洋秀事務次長と詳しく話し合ってみます。

#### 所属されている 日韓会談文書全面公開を求める会 とはどんな団体ですか?

韓半島に対する日本の植民地支配の責任を追及し、太平洋戦争による被害者および遺族に対する謝罪と補償を実現させるため、日本政府に韓日会談関連文書の全面公開を要求して結成された団体です。

#### そうですか。いつから活動していらっしゃいますか?

団体が結成されたのは2005年12月末です。2005年8月に韓国政府が公開しましたよね? その時、日本政府が一つも公開しないので、これを公開させなければならないと結成しました。

#### 李事務次長が捜し出した法令が 総理府令 24号 ですが、具体的に独島に対してどんな内容が書いてあるのですか?

まず、この法律自体は領土を規定するものではありません。1951年当時、植民地朝鮮時代の財産を処分する法律です。

ところがその法律の中に、日本政府の統治が及ばない島々の一覧表があったのです。勿論そこには今、ロシアと紛争になっている北方領土、すなわちクリル列島とか、まだ米国の軍隊が占領していた小笠原とか奄美、そんな島々が皆入っていました。でも、そこに鬱陵島、竹島すなわち独島ですね? および濟州道と表記されているのを見て、私はびっくり驚いたのです。

#### その中にだから、日本自らが鬱陵島と独島が自らの領土ではないと、そこに書いてあった、そういうことでしょうか?

日本政府は常に、1905年1月28日の内閣閣議決定と2月22日の島根県告示を前面に押し出し[竹島は島根県隠岐島の所管]と主張して来たのですが、今回私が探した政令という法律の中では、完全に独島が鬱陵島、濟州道と一緒にいるのだから、それでは何、鬱陵島も島根県に属して、濟州道も島根県に属することになれば、釜山も平壤もみな島根県に属す、これは話になりません。完全に韓半島に属する。島根県ではないと法的に規定したのだから、領土をあきらめたと、この時にはあきらめていたと見るしかないのではないかと、私はそのように考えました。

#### 本当に困難で大きな仕事をやり遂げられたのですが... どのようにしてその法令を発見されたのですか?

私は2005年から韓国側が公開した3万5千ページの中から、約5,000ページの翻訳を一人でして来ましたが、これは私たちの団体インターネット ホームページで公開されているので世界中、誰でも簡単に見られます。それで2007年には12月に日本政府を相手にした裁判に勝利して、遂に6万ページ公開させました。

6万ページ公開したのですが、その25%があちこち墨塗りしてあって、重要な部分がみな隠されていました。その中には[不開示]と言って、何も見られない、そんな文書までありました。それで、これでは公開とは言えない、公開ではない、全てを公開すると第2次、第3次訴訟を始めました。国(外務省)が墨塗りしたのですがその中には、韓国側から出た文書や他の日本側文書

から全く同じものが出てくる場合があります。その文書を比較して明らかにする対照作業に入り、その中で発見したという話です。

**それで今2次訴訟を進行しておられるのですね？**

はい、そうです。

**勝算があると思われませんか？**

2次も3次も同時に進行しているのですが、余りにも日本政府が隠しているものがお話にならないというか、例えば東京国立博物館から韓国に返還、返還も日本側文書の中では[寄贈]となっていますが、そのような美術品などの目録がみな黒塗りになっています。出土物もみな黒塗りです。

ところが全く同じ文書の次のページを見ると、その目録がみな出ています。場所もあります。慶尚南道(キョンサンナムド)昌寧郡(チャンニョングン)昌寧(チャンニョン)面校洞(キョドン)みな出ています。だからそのような黒塗りは話にならないというのです。

**だから必ず勝てると思われるのですね？**

私が簡単に日本側文書の墨を塗った部分を、確実に証拠として出せるものを一覧表に作成しましたが、それがおよそ165ページになります。それを見た私たちの団体の弁護士たちが拍手して、とても喜びました。これは絶対に勝つことができると。

**今日のお話よく聞きました。**

はい、ありがとうございます。

**今まで 日韓会談文書全面公開を求める会 の李洋秀事務次長でした。在日同胞なのに、日本で韓国の名前をそのまま持っておられ、韓国語もとても上手ですね。良い結果になると良いですね。**

3月下旬に来日 東京、九州で撮影した

## KBS 時事企画 サム 「供託金2億円の秘密」

5月19日(火)午後10時から、韓国で放送されました

「ニュース16号で紹介した、韓国KBSテレビの時事企画'サム'は、3月下旬に来日して東京、九州で撮影し、5月19日(火)午後10時から韓国で放送されました。

「サム」とは、韓国語の「包む」と「サウダ(闘う)」からなる造語、「不義と妥協しない闘志の精神で、韓国社会の問題を包みこむという意味です。最近、何が問題になっているのか、この問題がどうして重要なのかについて、視聴者に話題を投げかける新企画」です。

6月25日、飯田橋で開かれた名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の集会で上映され、これを観た真相究明ネットのメンバーや国会議員の中から、「国会で議員相手に上映会を組織したい」という要望も出ています。

**当会活動の一環として、各地で上映会を企画して頂けたらと思います**

~この場合、DVD 台本の訳 送料は無料です~

ご希望の人にはDVDと台本の訳(韓国語が判らなければ台本の訳が必要)をお送りします。

台本は、メールで送って良いのか、印刷して同封する必要があるかを、お知らせください。

またこれは、善意によってお配りするものなので、これを元に営業したり、出版したりすると著作権法違反になることは言うまでもありません。(KBSでは5年前まで台本をネットで公開していたのですが、そのまま印刷して出版した人が現われ、公開できなくなってしまいました)

お申込みは、当会事務所へお願いします FAX: 0463-95-4662

**弁護士、番組中の証言者、一般視聴者の感想を、次頁に掲載しました。**





## KBS 時事企画 サム 「供託金2億円の秘密」を見て

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団事務局長 岩月浩二

1 僕は、韓国メディアの状況を知るわけではない。

しかし、日本のNHKに当たる韓国のKBSが、こうした番組を放映したことは画期的なことに違いないと直感する。

2 日韓は、戦後20年を経た1965年に、ようやく国交を回復した。

国交正常化とともに日韓請求権協定が締結された。無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力資金の供与と引換に、日本の韓国に対する植民地支配の問題は清算されたとする政治決着が図られた。

請求権協定による資金は、もっぱら経済成長のために用いられ、植民地支配下で深刻な被害を受けた個々の国民が補償されることはほとんどなかった。

3 このドキュメントは、日韓請求権協定による植民地支配の清算について、強制労働被害者の立場から疑問を投げかける。日本企業が強制労働による賃金分として供託した金額が2億円を超え、これがいまだに清算されていない事実を告発する。

かつて軍事独裁政権は植民地支配被害者の運動を弾圧することによって自らの支配基盤を確保しようとした。その後の政権も、植民地支配下の韓国民個人々の被害が経済協力資金にすり替えられた事実について、触れようとしなかった。

盧武鉉政権は、強制労働被害

者に対する支援法を成立させ、補償に乗り出したが、限られた予算では被害補償に十分ではなく、被害者の反発をかった。しかも、日本政府の協力が得られないため、そもそも強制労働被害者であることの証明ができず、支援法の実行は暗礁に乗り上げている。

4 このドキュメントのメッセージは明快だ。強制労働被害者の救済のために日本及び日本企業が果たすべき責任がある。死蔵された供託金を支払うこと、強制労働被害の証明に協力することを求めている。韓国の公共放送が、ここまで踏み込むことの意義は極めて重い。

5 司法に携わる者として、多少の言い訳をしたい。確かに、わが国の最高裁は、強制労働被害者個人々の賠償請求を悉く棄却している。しかし、最高裁は、訴権の消滅を言うに過ぎない。司法による解決はふさわしくないとしているに過ぎないのだ。最高裁は加害企業に果たされない債務が残っていることを明確に認め、自発的な解決がなされることを期待すると異例の付言をなしている。最高裁は、国家間合意による解決が人道に反することを自覚するからこそ、被害者の請求権を完全に消滅させることはできないとしているのだ。理屈だけでいえば、時効でも棄却することは可能だった。しかし、最高裁は、敢えて国家

間合意による訴権の消滅という不条理な理屈を選ぶとともに、個人賠償の問題が未解決であることを明らかにする途を選んだ。

最高裁が逃げたと批判するのはたやすい。

しかし、国家を構成しているのは結局は、個々の国民であることを踏まえれば、日本政府の不作为は、国民の不作为に還元されるといわざるを得ない。

6 国家の政治的行為によって、個人の被害をなかったことにすることはできない。その点において、KBSのドキュメントのメッセージは、わが国の最高裁のメッセージと一致している。

被害国の公共放送が、政府の思惑に、おそらくは反して、ついにそのメッセージを公にしたことの意義に我々は十分に自覚的であるべきだ。

勇気ある番組である。

植民地支配被害者の尊厳の回復への日韓共同の道筋がようやく付けられようとしている。僕は、この番組の意味を、そう受け止める。

植民地支配被害の清算の問題は新たなステージに入った。次は、国家や経済を構成している国民が、国民としての責任を果たす努力が求められている。

重く、勇気の必要な課題だが、真に平和を望むのなら、果たさなければならない課題だ。

## 『供託金2億円の秘密』を見て 番組のなかで証言された

古庄 正氏（駒沢大学名誉教授）からの感想

「時事企画サム『供託金2億円の秘密』を観せてもらいました。大変よくできています。

特に日韓請求権協定の中身にまで立ち入って考察されたのはよかったですと思います。あまり明確でない私の発言もうまくまとめていただいて助かりました。

外務省条約局条約課編の『日韓条約国会審議要旨』（1966年）を読み直してみますと、日本政府は外交保護権の放棄がなされても、個人に対する請求権まで放棄するものではないという立場をとっています。

しかし、在韓米軍により収用された在韓日本人財産に対しては、日本人は請求権をもたないとみえています。

例えば藤崎条約局長は、「韓国で、昔だったら米軍、今だったら韓国政府の当局が、それぞれの法令によって執った措置の効力を承認したわけでございます。したがって、当該日本人が自己の権利を向こうの国内法上の権利であるわけでございますが、それは、実際問題としては取りあげられないだろうということになるわけです（同封資料236～237頁）と野党の質問に答えています。

意味不明の箇所がありますが、要するに韓国人は未払い金に対して請求権をもつが、日本人は収用された在韓財産に対して請求権をもたないということです。

軍令第33号による在韓日本人財産の収用（没収）に日本が口をはさむことは不可能であったので、外交保護権を相互放棄し、それを踏まえて日本は法律144条（措置法）により韓国人の請求権を消滅させたのです。

日鉄大坂裁判や日鉄釜石裁判、東京地裁での供託金返還裁判は、それにもかかわらず個人の請求権はあると主張して10年以上闘ってきたのですが、いずれも敗訴となりました。日本政府の認める個人の請求権とは、結局提訴する権利はあるということにすぎませんでした。

余命幾ばくもない強制連行・強制労働の犠牲者たちを救うには、和田春樹氏がいうように、裁判とは別の措置が必要です。

KBSのご活躍を期待する次第です。

## 中部地区・会員

中田妙佳さんから

昨日、時間がゆっくり取れて、DVDを視聴させてもらいました。

すばらしい作品でしたね。韓国語や、文字は読めないけれど、ぐっと引き込んでいく構成は見事なものでした。

ときどき日本の風景や日本人のことばが入り、韓国語なのですが違和感は覚えませんでした。

戦前から、戦後へと隠された植民地政策の日本の歴史が、明確に描き出されていました。

九州の麻生財閥のこの実態は、日本に住んでいながら、私自身は実感していなかったことが、今回知らされました。

厚生省に保管されている、戦前の官僚による明細な書類の文字は、圧倒されます。

日本国民の誰からも、開示要求がされていない事実、私は愕然としました。

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の方々、裁判などで実際顔を存じあげている韓国の方々が、なんだかとても身近な人となっているし、言葉で表現できない不思議な感覚を私は味わいました。

それから、最後のシーンでしたか韓国特有のていねいな墓参りは、私には胸にひしひしと、悲しみが伝わります。

冷たい残雪の墓地に立ちつくす、強制労働をしいられた韓国のご老人のお顔が、私の脳裏にはげしく焼き付きました。

映像の持つ力は、やっぱりすごいですね。

## ～ 情報公開と公文書管理 ～

# 日韓会談文書公開の周辺

共同代表 田中 宏（一ツ橋大学名誉教授）

私たちの「日韓会談文書・全面公開を求める会」は、言うまでもなく情報公開法にもとづいて、日韓会談の関係文書の全面公開を求め、それによって日韓にまたがる歴史清算問題の解決を目指そうとするものである。

一足先に韓国では、市民運動の力で韓日会談の外交文書が公開されたことを受け、日本での開示請求、そして提訴となったのである。

私は、永住外国人に地方参政権を開放させる市民運動にも関わっている。永住外国人地方参政権付与法案が、日本の国会に初めて提出されたのは、1998年10月のことだが、未だに継続審議が続いている。

韓国では2000年11月に、一度法案が国会に出されたが成立を見ないまま、2002年6月の統一地方選挙に至った。しかし、2005年6月、遂に法改正は成立し、2006年5月の統一地方選挙において、アジアで初めて、永住外国人が一票を投じたのである。韓国が開放したことによって、OECD（経済協力開発機構）加盟国30ヶ国のうち、地方参政権を全く認めないのは、日本だけとなった。

日本では、先月（6月24日）、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）が成立した。その主な内容は、

各省庁に統一したルールを定め、国立公文書館の専門職が助言する体制にする

文書作成段階で、将来、公文書になるか否かを判断し、保存年限など、レコードスケジュールを定める

各省庁は、同スケジュールの管理簿を、毎年総理に報告、概要を報告するなどである。

自由人権協会（JCLU）は、従来から情報公開について、積極的に提言、発言してきた。JCLUは、新法が「知る権利の保障」は明記されなかったものの、「国民共有の知的資源」であることを明記したこと、行政文書の廃棄について総理大臣の同意を要件としたことなど、一定の評価を与えている。

しかし、国会や裁判所の公文書は保存は認めるが、前述のレコードスケジュール設定の対象とされていない。また、刑事確定訴訟記録や軍法会議も、同法の適用除外とされているなど、今後の課題も多い、としている。

一方、1999年制定の情報公開法についても、その改正が求められている。

目的に「国民の知る権利の保障」を明記する

不開示理由につき「・・・に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、「・・・支障を及ぼすおそれがある情報」に改め、行政の恣意的な不開示決定を防ぐ

裁判官が情報の実物を見て可否を判断するインカメラ手続きを導入する

などである

私たちの裁判は、こうした情報公開や公文書管理をめぐる現状を変えていくうえでも、重要な役割を負っているのである。

## 未払金などの情報公開に取り組む

# 会員の小林久公さん(札幌) 日韓会談と私



### 学生時代の日韓会談反対闘争

日比谷公園に 10 万人の学生が集まりました。私もその中におり「日韓学生の連帯」を叫んでいました。批准を阻止できなくとも、この時、ここで日韓会談に反対した人間がいたということを歴史に刻み込みたい、そんな想いがありました。

私たちの反対理由は「韓国だけを朝鮮にある唯一の合法政府である」としていることに集中していました。朝鮮の植民地支配の様を知らなかったのです。私たちは無知でした。

### 知らなかった朝鮮の植民地支配

請求権問題を調べていて、当時の国会会議録を見ました。社会党の石橋さんが請求権放棄を問題として追及していますが、それは日本が韓国に残した財産や船舶拿捕の請求権を確保せよという主張でした。彼もまた、朝鮮の植民地支配を知らなかったのだと思います。

私たちが、朝鮮の植民地支配のことを少し分かってくるのは、テレビの「11PM」で大橋巨泉がその問題をシリーズで取上げた頃からです。

### 日韓会談文書を調べていくと、悲しい限りです

お金を一銭でも少なく払うのが国益だ、如何に値切るか、それが外交だという姿勢です。「諸国民の公正と信義」を謳う国の政府とは思えません。人類の崇高な理想を日韓の関係につくろうなどという気構えはありません。

私は、「国益」と言う言葉が嫌いです。国益という言葉が庶民が使う時代になったら、それは危険な時代だと思えます。外務省で黒塗りを指示している人たちは、「国益を大義」と考える人たちだと思えます。

### 資格のある供託官が、休日出勤して黒塗り

東京法務局で「国外居住外国人供託明細書」の一部開示を受けた時には、約 1 万枚、10 万人分の供託者の住所氏名と、被供託者の住所氏名が黒塗りで出されました。

その時、担当課長(供託官)に「黒塗り作業も大変でしょう、アルバイトを使っているのですか」と聞きました。一課と二課の課長二人で、休日出勤をして黒塗りをしたそうです。何故ならば、供託書をいじれるのは、資格の有る供託官でなければならぬからとのことでした。

そんな無駄な労力と税金を使わないで、全部出せば済むのにね、と苦笑しました。

### 来年は韓国併合から 100 年の節目の年

日本社会が植民地支配の反省をどれだけ生かすことができるかを問われる年だと思えます。

### 外務省の対応は、日韓共同宣言からも大きく逸脱

1998 年の日韓共同宣言で、「小淵総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。・・・また、両首脳は、両国国民、特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要であることについて見解を共有し、そのために多くの関心と努力が払われる必要がある旨強調した。」と述べています。

外務省の対応は、この日韓共同宣言からも大きく逸脱しています。そして、日本は北朝鮮との国交正常化も経済協力で行おうとしています(平壤宣言)。

### これは、私たち年寄りの責任

戦後六十数年かけて、このような日本社会にしてきた年寄りが、なんとかせねばならなりません。やれることはやろうと考えています。

## コラム

# チマ・チョゴリと戦争

日帝強制占領下強制連行被害者総連合会光州遺族会  
李 金珠 (イ・クムジュ)



私は 1920 年朝鮮時代植民地下北朝鮮平壤という所で生まれました。今年で 90 歳という歳取った老人なので視聴覚が鈍くなり、言語まで鈍くなった状態です。

それで今日は通訳と一緒に来ましたが時間の関係上、不足ですが 私が一人で朗読いたします。

皆さま、今、小竹さんが着ているチマ・チョゴリはどうか？ 見て綺麗ですか？醜いですか？今日は韓国の女性たちのチマ・チョゴリについて、簡単にお話しいたします。

年度は細かく覚えていませんが、日本の植民地時代、全世界で最も傑出して美しい服装はどこの国の服だろうかという問題が出ました。その時朝鮮の国の女性たちのチマ・チョゴリが一番美しいと、堂々と世界で一番でした。それではチマ・チョゴリのどこが美しいのかと聞くと

チョゴリの袖が金魚の腹のように可愛らしいと言い、服の結び紐がりボンとして装飾が良くできていて、風にひらひらとそよぐその姿が、とても素敵で美しいということでした。このように朝鮮が世界一になった後、日本では次のような厳格な命令が発表されました。

朝鮮の女のチョゴリの可愛らしいという、服の袖を狭く縮める。チョゴリの結び紐は外してしまい、ボタンをつける。チマはモンペにして穿け、という命令が発表されました。(なぜでしょうか?) その説明は、そのようにすると簡単な服装になり、一人当りの生地が節約できるので、朝鮮の女全体の生地が大きく節約になる。きちんと守れという厳しい命令でした。その後、そのようにモンペを穿きボタンをつけたチョゴリを着ると、まるで乞食のように見えました。そんな服装でないと汽車に乗るのも禁止されました。それで世界一がむごく、ひどいことになり、本当に乞食の姿になりました。

その次の命令は、朝鮮の女のキツネの襟巻を禁止する。朝鮮の女の指にはめた金の指輪を禁止する。絹のチマとチョゴリを禁止する。

以上、これを守らない女子が巡査にひっかかると、全部没収するという厳命でした。それでその時泣く女性が多くいました。これがまさに 7.7 禁止令と言います。

その頃、朝鮮の男はどうだったのか？ 当時、男は結婚すると必ず髪を伸ばして鬘を結いあげるサントウという髪形をし、サントウをした頭には馬のたて鬘と尻尾の毛で作ったカムトゥという帽子を被らなくてはならず、外出する時にはそのカムトゥの上に型のもっと大きい冠を被り、韓国の服であるズボン、チョゴリ(上衣)、チョッキを着て、春秋コート代わりにトゥルマギという上着を羽織りますが、男の服は全部白い色でした。

そのように正装をして外出し、日本人巡査に出くわすと、即時に捕まって地べたに膝まづかせ、頭に被ったカムトゥと冠を脱がせ、バリカンでサントウした髪形をバリバリと剃ってしまい、白いトゥルマギには黒い墨を頭から浴びせてしまい、するとその服は幾ら洗濯をしても絶対に消えずに、結局雑巾にしか使えませんでした。これはどれだけ不経済なことでしょう。この外にも植民地治下の苦痛と言ったら何も比べる物がありませんが、だんだん時代の変遷により、今は日本の良識人たちが多く過去を反省し、このように友好の声が高く、裁判とその他色々な運動までしているので、とても感謝し日本の政府に訴えます。

日本政府は戦争責任を取って公式な陳謝と補償をし、被害者裁判では原告たちを泣かせず、正直で良心的な判決なら両国間の友好は勿論、世界の恒久平和に貢献するでしょう。言いたいことは多いのですが、これで終えます。皆さま、ありがとうございました。

これは、2009 年 3 月 1 日 当会主催 なごや百合の会有志共催で行われた  
「～戦後 63 年を振り返って～ 日本と韓国の友好を深める集い」でのお話です。



## 日韓市民でつくる 日韓会談文書・全面公開を求める会

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

ホームページ担当

**安田多香子さんにインタビュー**

### **当会に加入されたきっかけは？**

「女性の問題」の運動をしていました。それで、スタディツアーを企画した時「近くて遠い国」韓国に行きたいと思いました。

韓国との過去の歴史を学び、光州へ行き、初めて「光州事件」から発する「自分たちで勝ち取った『民主主義』」の国と知りました。

韓国で公開された日韓会談文書が、残されている「過去」の清算を解決するため、日本でも公開されるべきだと思い、入会しました。

### **ホームページを担当することになったきっかけは？**

仕事（図書館員です）がら、HPをいくつも作っています。全国の仲間と共同で作っているHPのやり方をこの会で生かせれば、と思いました。

### **最も苦労されたのは、いつごろの、どんな作業でしたか？**

3・4次から6次の大量文書の公開の時です。まず、外務省から受け取ったファイルをサーバーにコピーするのですが、ともかくも夥しい数のファイルで、自宅のインターネットが遅いため（光ファイバーでない）、途中で止まったりするので、いつの間にか眠ってしまい、初めからやり直したこともありました。

### **その作業には、お嬢さんにも手伝っていただきましたね**

そうでしたね。

その後、この作業は、当会事務所（事務局長宅）の光ファイバーでアップすることしました。

リンクをつけるのも大変な作業でしたが、その前の表づくりは、みなさんで手分けして内容点検、ページ数調べをしてもらったので、大変助かりました。

改めて見てみると、1次から3次は試行錯誤していて、型がばらばらですね（笑い）

**当会のホームページには、公開された文書だけでなく、裁判所に提出した原告側、国側の準備書面などが、すべて掲載されており、日本だけでなく、韓国からのアクセスも多く、大変好評です。**

ハングルができれば、韓国の方にも、もっと読んでもらえるホームページができるのですが、残念！！です。

**ありがとうございました。二次訴訟の判決日には、マッコリで乾杯しましょう！！**

**（文責：事務局長）**

# 事務局だより

## 李 洋秀 事務局次長 4・19 文化賞の受賞

### おめでとうございます

李洋秀さんは、4月16日、韓国の社団法人・4月会から、第9回4・19文化賞を受賞し、賞金500万ウォンが授与されました。その功績の趣旨は以下のとおりです。

受賞者 李洋秀先生の略歴及び功績要旨

1983 千葉県在日朝鮮人の人権を守る会創立

1994 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会(事務局長)

1998 北朝鮮難民救援基金創立

2005 韓日会談文書の全面公開を求める会 (現事務局次長)

### 4・19 文化賞とは (「社団法人・4月会」のホームページから)

4・19 革命精神を称えるために制定された賞である。4・19 革命とは、1960年4月19日、象牙の真理塔を蹴飛ばし、通りに出て真理と理性、そして自由と正義の大学精神を、疾風のような歴史の潮流に放つことで、世界の歴史上最初に、学生が主動となって独裁政権を崩壊させた革命である。

2000年4月4・19革命第40周年を迎え、初めて社団法人4月会が制定した「4・19文化賞」は、4・19民主精神の継承・発展とその実践を通して、正義な社会気風を奮い立たせ、斬新な民族文化育成に顕著な功労がある者、もしくは団体に対してその業績を褒め称え、功績を顕揚するために授与する賞である。

第1回「4・19文化賞」は言論人柳根一先生が、第2回「4・19文化賞」は詩人申庚林先生が、第3回「4・19文化賞」は愼鏞慶教授が、第4回「4・19文化賞」は全州韓農芸能学校が、第5回「4・19文化賞」は故張俊河先生の未亡人である金熙淑女史が第6回「4・19文化賞」は姜栄石先生が、第7回「4・19文化賞」は金鎮洪牧師、第8回「4・19文化賞」は北韓民主化委員会(委員長黄長燿)が授与されている。

### 賞金500万ウォンを、当会に寄付

李洋秀さんが授与した賞金500万ウォンについて、「日韓会談文書6万ページを公開させた日韓両市民による当会が発足していなければ、この賞を授与することはなかったはず。だから、この受賞は弁護団と日韓500余名会員に対して、その功績を讃えて贈られたものであると考えるので、当会に寄贈したい」と李洋秀さんからお申し出がありました。当会ではこの賞金500万ウォンを、カンパとして、有難く頂戴することになりました。

500万ウォンは、日本円で現在35万円相当、去年のレートなら70万円位だったのに惜しい！！  
(事務局長のひとり言)

### サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 2,000円  
郵便振替口座 / 00820 - 7 - 102287  
加入者名: 日韓会談文書・全面公開を求める会

### 発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 西野瑠美子

山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202

TEL・FAX: 0463-95-4662

E-mail: nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/